

平成24年度

事業計画書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

公益財団法人 日本法制学会

平成24年度事業計画書

公益財団法人 日本法制学会

第1章 法人をとりまく状況

1、公益認定を受けて迎える創立百周年

当法人は、公益認定等委員会の平成24年1月26日付答申を受け、平成24年3月21日付で公益財団法人として認定され、平成24年4月1日付で公益財団法人日本法制学会へ移行します。

当法人は、大正2年（1913年）3月に日本大学内で創立した法制学会が始まりで、終戦の混乱後、昭和26年（1951年）8月に財団法人日本法制学会として再スタートし、今回の制度改革に対応して公益財団法人に移行し、創立百周年を迎えることになります。

新法人への移行にあたり、日本法制学会の名称変更は行いませんが、法人の目的は現在の活動を反映させる形で次ぎのように変更しました。「この法人は、学術の振興、学生等への奨学援助、調査研究事業、社会貢献活動の推進を図り、社会文化の向上発展に寄与すること」（第3条）。

そして公益目的事業としては、次ぎの二つの事業を行います。

- (1)社会貢献活動・ボランティア活動の推進のための事業
- (2)学術の振興のための研究助成、調査研究、奨学金支給事業

2、高まる防災事業への関心と、まったなしの財政再建

東日本大震災の発生を受け、当法人が、この間推進してきた次ぎの防災事業に対して、社会的な期待と関心がかつてなく高まっています。

- 第一は、東日本大震災の被災地支援事業
- 第二は、災害ボランティアリーダー（セーフティリーダー）育成事業
- 第三は、学校を中心とする防災教育支援事業
- 第四は、自治体等の防災訓練と防災啓発支援事業
- 第五は、首都直下地震等の大規模災害対策事業

また厳しい財政状況下で東日本大震災と原発被災事故が発生したことにより、国家財政の役割がますます重要になるとともに、国家財政の再建、行財政改革がもはや先送りが許されない待ったなしの段階になっています。

こうした状況下で当法人が、この間推進してきた財政再建のための研究、金融リスク管理の研究はますます重要になってきています。

新法人は、日本法制学会の伝統と精神を受け継ぎ、今日の時代要請に応えながら、組織のさらなる発展を図っていきます。

第2章 公益目的事業

1、社会貢献活動・ボランティア活動の推進のための事業

新法人への移行に伴い、定款と公益事業目的に社会貢献活動・ボランティア活動の推進が明記されたことを受けて、申請書記載事業を次ぎのように区分して実施します。

とくに国の命運を左右する可能性がある首都直下地震、東海・東南海・南海の連動巨大地震対策を重点に防災教育、防災訓練と防災啓発、災害ボランティアリーダー育成を推進します。

A、防災事業の推進

①防災教育支援事業

内閣府の防災教育チャレンジプラン事業と文部科学省、東京都の防災教育事業等に協力し、防災教育支援事業を推進します。

②防災訓練と防災啓発事業

効果的な防災訓練と防災啓発提国会議と地方自治体、学校、地域、大学等に協力し、防災訓練と防災啓発事業を推進します。

とりわけ、米国カリフォルニアで始まった ShakeOut（シェイクアウト防災訓練）の日本での普及を図ります。

③防災と災害救援ボランティア活動の調査研究

災害救援ボランティア講座（基礎編）の教科書を改訂します。

B、ボランティア活動の推進

(1)災害救援ボランティア活動の推進

災害ボランティア活動についてはリーダー育成数1万人を展望して、被災地支援活動に関しては、当法人とは別の組織づくりを検討します。

①災害救援ボランティア育成事業

②災害救援ボランティアのネットワーク事業

③被災地での災害ボランティア活動への支援

④上記事業を、災害救援ボランティア推進委員会を軸に推進します。

(2)福祉・医療ボランティア活動の推進

①障害者・高齢者等に対する福祉活動の支援

朗読ボランティアの会、社会福祉法人パール、難病のこども支援全国ネットワーク等の活動を支援します。

②がん予防検診研究活動への協力

国立がんセンター・がん予防検診研究センター、がんをがんがん減らすボランティアの会と協力し、がん予防検診研究への協力を推進します。

2、学術の振興のための研究助成、調査研究、奨学金支給事業

新法人への移行に伴い、旧法人目的にあった「法律知識の普及一般化」の文言がなくなり、新法人目的では分野を限定しない「学術の振興」に変更になりました。これにともない、今後は法律分野に限定することなく事業を展開することが可能となりました。

しかしながら、平成24年度は従前の分野で事業を行うこととし、研究領域の拡大については百周年事業にあわせて、今後の検討課題とします。

(1)研究助成(公募)

- 〔助成内容〕 財政・金融・金融法制研究、その他関連分野の研究に対して必要資金の全部又は一部を助成します。
- 〔募集方法〕 昨年12月より研究に関係する大学・大学院への募集要項送付及びホームページへの掲載による公募を行いました。
- 〔応募件数〕 3月9日の締切日までに22件の応募がありました。
- 〔選考方法〕 3月22日の基金選考委員会で、別紙の推薦者が決定しました。推薦にもとづき3月理事会にて決定します。
- 〔助成総額〕 合計240万円

(2)奨学金支給(公募)

- 〔支給内容〕 法曹界をめざす法科大学院の学生に対して、奨学金を支給します。
- 〔募集方法〕 東京大学、一橋大学、早稲田大学、慶応義塾大学、中央大学の5大学の法科大学院を指定校とします。
- 〔選考方法〕 各大学の規程等にもとづき学内公募により選考し、各大学より1名の推薦者を予定します。指定校の推薦にもとづき5月理事会にて決定します。
- 〔支給総額〕 合計200万円

(3)調査研究(自主事業)

- 〔事業内容〕 財政・金融・金融法制研究、その他関連分野における研究について、財団として次ぎのテーマで自主研究を行います。
- 〔テーマ〕
- ・高度な金融リスク管理
 - ・巨大広域災害下での財政再建

上記研究を行財政研究会、金融リスク管理研究会等と協力して実施します。

その際に研究会会費につきましては、今後、研究活動に全額充当するようにし学術振興に対する寄付金として扱えるようにします。

なお、安全都市調査会は当初目的の達成を受けて、年度内に終了を予定します。

(4)書籍の頒布

- 〔事業内容〕 学術の振興と社会貢献活動に関する書籍を出版し、学術の振興と社会貢献活動を推進する。
- 〔出版予定〕 防災教育、災害・危機管理、災害ボランティアに関する書籍
なお、出版は従来のにこだわらず電子出版等も活用します。

第3章 百周年記念事業の件

公益認定を受けたことにより、当法人に対する寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金の扱いを受けることになりました。

公益認定と創立百周年の二つを記念し、下記の百周年記念事業を検討し、5月理事会・評議員会にて決定するようにします。

第一は、社会貢献活動基金を「首都直下地震等対策基金」(仮称)に名称変更し、募集すること。

第二は、財政・金融・金融法制研究基金を名称変更し、新たに募集すること。

第4章 運営に関する重要事項

1、公益財団法人に伴う諸規則の制定

別議案参照

2、役員の内

(1)役員選考の内

新法人移行に伴う理事の選出は、現理事の任期が満了する5月31日に合わせて、5月の評議員会にて行います。

(2)役員報酬の内

役員報酬は事業費で年額1000万円、管理費で年額200万円、合計で年額1200万円以内とします。

3、事務関係

(1)事務体制

平成24年度の事務体制は次のとおりです。

従前の事務局を2分するような部課制を止め、単一の事務局制に変更します。

事務長	1名
職員	4名
協力職員	1名
臨時職員	若干名

(2)給与等

基本給、諸手当のベースの改定は行いません。賞与は人事院勧告を基準に業績を勘案し、支給します。

4. 会計関係

- ・百周年事業は事業決定後に予算化します。
- ・今期に長期借入金は予定しません。

第4章 平成24年度予算

別議案参照。

平成24年度の大きな課題は、新たな収益構造の構築による財政の安定化です。

当法人の収入は高利回りの米国債が満期になった2009年度までは財産運用収入の比重が高い収益構造でしたが、リーマンショック以後の低金利が世界的に定着するなかで、財産運用収入が減少するだけでなく、世界的な不況の中で会費収入も減少する傾向にあり、困難な状況を迎えています。

よって防災事業、ボランティア事業の新たな展開によって会費収入、事業収入、寄付金収入、助成金収入を増加させ、財政の安定化を図ることが求められています。

当法人の支出は、この間の削減努力、事務所移転、管理費の削減等により、大幅削減を図ってきましたが、引き続き経費の削減を図っていきます。

以 上